

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条関係）
障害児の日常生活用具の種目等

区分	種目	対象者	性能	耐用年数	基準単価（円）
介護・訓練支援用具	特殊マット	児童相談所において知的障害と判定された児童（以下「知的障害児」という。）のうち障害の程度が重度若しくは最重度である児童又は身体障害者手帳のある児童（以下「身体障害児」という。）のうち下肢若しくは体幹機能障害2級以上の児童で、それぞれ原則として3歳以上の児童（寝返りや起き上がりが困難な児童に限る。）	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	50,000
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童（寝返りや起き上がりが困難な児童に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、入浴に介助を要する児童で、原則として学齢児以上の児童	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、下着交換等に当たって家族等の介助を要する者で、原則として学齢児以上の児童	介助者が障害児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童（移乗又は移動若しくは立ち上がりが困難な児童に限る。）	介助者が障害児を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として3歳以上の児童	座位の保持を可能とする機能を有し、附属のテーブルを付けて食事の訓練ができるもの等	5年	50,000
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童（寝返りや起き上がりが困難な児童に限る。）	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度等を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害の身体障害児であって、入浴に介助を要する児童で原則として3歳以上の児童	入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	10,000
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害児	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の身体障害児の歩行を補助し得るもの（附属品として、夜光材を含む。外装に白色又は黄色ラッカーを使用することができる。）	3年	主体：木材 外装：ニス塗装 2,200 主体：軽金属 外装：塗装なし 3,000
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害児であって、家庭内の移動等において介助を必要とする児童であって、原則として3歳以上の児童	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害児のうち、脳性麻痺や失調等により立位・歩行が不安定であり、転倒の危険がある児童でんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	主材料プラスチック無（オーダー） 15,200 主材料プラスチック無（レディ） 12,160 主材料プラスチック有（オーダー） 36,750 主材料プラスチック有（レディ） 29,400
	特殊便器	知的障害児のうち障害の程度が重度若しくは最重度である児童又は上肢障害2級以上の身体障害児であって、それぞれ原則として学齢児以上の児童（排便後の処理が困難な児童に限る。）	温水温風を出し得るもので、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
	火災警報器	知的障害児のうち障害の程度が重度若しくは最重度である児童又は障害等級2級以上の身体障害児であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な児童（当該児童の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
	自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700

	電磁調理器	視覚障害２級以上の身体障害児又は知的障害児のうち障害の程度が重度若しくは最重度である児童であって、原則として中学生以上の児童（障害者・児のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	障害児が容易に使用し得るもの	６年	４１，０００
	視覚障害者用秤	視覚障害２級以上の身体障害児（視覚障害者・児のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	障害児が容易に使用し得るもの	６年	触読 音声 ４，０００ ２５，０００
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害児	障害児が容易に使用し得るもの	１０年	７，０００
	視覚障害者用携帯型歩行支援装置	視覚障害２級以上の身体障害児	視覚に障害を有する児童の歩行に必要な地図情報及び位置情報の入手を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号のみにより情報を確認できる機能を有するもの	６年	１２６，０００
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童（聴覚障害者・児のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計又は聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	１０年	８７，４００
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上の身体障害児で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う児童	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	５１，５００
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児であって必要と認められる児童	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	５年	３６，０００
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害児であって必要と認められる児童	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	５年	５６，４００
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な身体障害児又は在宅酸素療法を行っている身体障害児であって必要と認められる児童	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの（附属品としてバッテリーを含む。）	５年	１５７，５００
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）測定センサー	動脈血中酸素飽和度測定器の使用が必要と認められる身体障害児	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	—	（月額）６，５００
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害３級以上の身体障害児であって、医療保険における在宅酸素療法を行う児童	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの	１０年	１７，０００
	視覚障害者用体温計	視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	障害児が容易に使用し得るもの	５年	９，０００
	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	障害児が容易に使用し得るもの	５年	１８，０００
	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害の身体障害児又は肢体不自由の身体障害児であって、発声・発語に著しい障害を有する児童で原則として学齢児以上の児童	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	５年	９８，８００
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	障害児向けのパーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォン周辺機器や、アプリケーションソフト	５年	１００，０００
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障害児又は視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	６年	３８３，５００
	点字器	視覚障害の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	障害児が容易に使用し得るもの（附属品として、点筆を含む。）	７年 （標準型） ５年 （携帯用）	１０，４００
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	障害児が容易に使用し得るもの	５年	６３，１００
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	ア 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害児が容易に使用し得るもの 又は、 イ 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害児が容易に使用し得るもの	６年	ア録音再生機 ８５，０００ イ再生専用機 ４８，０００

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用情報認識読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	音声コードや色等の情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児が容易に使用し得るもの（視覚障害者向け音声変換ソフトを含む。）	５年	９９，８００
	視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	視力に障害を有する者が物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により、操作ボタンが知覚でき、かつ、ＩＣタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け音声データ音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの	６年	５９，８００
	視覚障害者用読書器	視覚障害の身体障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる児童で原則として学齢児以上の児童	ア 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの イ 撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの ウ 眼鏡等の装置を身に着けることで、画像（文字等）をモニターに映し出せるもの（暗所視支援眼鏡を含む。）	８年	２３９，０００
	視覚障害者用時計	視覚障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の児童	障害児が容易に使用し得るもの	１０年	１３，３００
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害児であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる児童で、原則として学齢児以上の児童	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であって、障害児が容易に使用し得るもの	５年	３５，０００
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害の身体障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害児が容易に使用し得るもの	６年	８８，９００
	人工喉頭	音声機能障害の身体障害児であって、喉頭を摘出した児童	（笛式）呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（附属品として、気管カニューレを含む。） （電動式）顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（附属品として電池又は充電器を含む。）	４年（笛式） ５年（電動式）	（笛式） ５，０００ （気管カニューレ付は ３，１００増） （電動式） ７０，１００
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害の身体障害児	点字により作成された図書	—	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう機能障害又は直腸機能障害の身体障害児でストーマを造設した児童	人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用するストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、ストーマ用品（皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等）及び洗腸用具	— （洗腸用具は６箇月）	ストーマ装具（消化器系）（月額）８，６００ ストーマ装具（尿路系）（月額）１１，３００ 洗腸用具 １２，０００ 紙おむつ等（月額）１２，０００
	収尿器	高度の排尿機能障害の身体障害児	脊髄損傷等により排尿障害（特に失禁のある場合など）のある場合に使用されるもの	—	（月額）１２，０００
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児であって障害等級３級以上の身体障害児。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の身体障害児又は知的障害児のうち障害の程度が重度若しくは最重度である児童であって、それぞれ原則として学齢児以上の児童（排便後の処理が困難な児童に限る。）	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	１回限り	２００，０００

- 注
- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて、取り扱うものとする。
 - ストーマ装具の例外として、次の児童（３歳以上）を対象に、紙おむつ等（紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品）を支給することができるものとする。
 - 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない児童並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある児童及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある児童で、紙おむつ等の用具類を必要とする児童
 - 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な児童で、紙おむつ等の用具類を必要とする児童
 - 排泄管理支援用具及び動脈血中酸素飽和度測定器測定センサーは、申請１回につき６箇月分までの日常生活用具給付券を一括交付することができるものとする。
 - 点字図書は、給付対象者１人につき、年間６タイトル又は２４巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。また、月刊や週刊等で発刊される雑誌は対象外とする。
 - 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。なお、当該住宅改修は、給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体状況、住宅の状況等を勘案して市が必要と認める場合に給付するものとする。
 - 手すりの取付け
 - 床段差の解消
 - 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
 - 引き戸等への扉の取替え
 - 洋式便器等への便器の取替え
 - その他、上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修